

県営土地改良事業の計画変更に関する市町村協議に係る公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第4項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業（区画整理）菅田西部地区の変更後の土地改良事業計画の概要等につき下呂市長と協議したいので、同条第6項において読み替えて準用する同法第87条の2第8項の規定により変更後の土地改良事業計画の概要等を縦覧します。

なお、当該土地改良事業の計画概要に意見があるものは、令和8年7月6日までに岐阜県知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年6月8日

岐阜県知事 江崎 禎 英



1 書類の名称

県営経営体育成基盤整備事業（区画整理）菅田西部地区の事業計画変更概要書
事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

2 縦覧期間

令和8年6月8日から令和8年7月6日まで

3 縦覧場所

下呂市役所

4 意見書の提出方法

書面にて直接下呂市役所へ提出